

入院（入所中）・要介護認定申請中の住宅改修費支給に関する承諾書

下記に該当する方が介護保険法に基づく住宅改修費を行う場合、住宅改修費が支給されない場合があります。

(1) 入院中又は施設入所中に改修する場合

住宅改修費の支給には、退院又は施設退所後に在宅に戻って改修後の住宅で生活することが必要になります。

入院・入所中であっても住宅改修の事前申請を行うことは可能ですが、退院・退所しないこととなった場合には住宅改修費は支給されませんので改修費用は全額自己負担となります。

(2) 認定申請中に改修する場合

介護保険で住宅改修を行えるのは、要介護（支援）の認定を受けている方です。

認定申請中であっても住宅改修の事前申請を行うことは可能ですが、認定結果が「非該当（自立）」となった場合には住宅改修費は支給されませんので改修費用は全額自己負担となります。

（申請中に着工の許可を受け住宅改修工事を行った場合でも住宅改修費の支給の決定は認定結果が出たあととなります）

上記の事項を了承したうえで住宅改修工事を行います。

被保険者氏名	⑩	被保険者番号																		
(1)・(2)のうちあてはまる項目に○をして必要事項に記入してください。																				
(1)	入院（入所）中	退院（退所）予定日	(年	月	日)														
		入院（入所）施設名	()
(2)	認定申請中	申請日	(年	月	日)														

市確認欄	退院（退所）日	(年	月	日)																
	認定日	(年	月	日)	介護度	()
	(備考)																				